

逗子市社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、逗子市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年4月1日施行）第10条の規定に基づき、市が実施する社会福祉法人に係る指導監査の結果等（以下「監査結果等」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(公開の目的)

第2条 監査結果等の公開は、市民サービスの向上や市民の視点に立った公平性・透明性の高い市政を推進するとともに、福祉サービス等を利用しようとする者が福祉サービスを提供する事業者に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資すること及び社会福祉法人の運営状況を公開することにより当該社会福祉法人の健全な運営を促すことを目的とする。

(公開する情報)

第3条 公開する情報は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人の概要 社会福祉法人の所在地、電話番号、代表者・役員の氏名及び当該社会福祉法人が実施する社会福祉事業
- (2) 指導監査の概略
 - ア 実施年月
 - イ 実施区分
 - ウ 文書指摘の内容
 - エ 改善状況
- 2 前項第1号に掲げる事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条1項の規定に基づき社会福祉法人から毎年度提出される現況報告書に基づき公開するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる事項のうち「文書指摘の内容」は指導監査結果通知書において通知した文書指摘事項（以下「指摘」という。）の概略を、「改善状況」は指摘に対する改善状況を掲載するものとする。
- 4 公開する情報は、第1号様式により掲載するものとする。

(公開の時期)

第4条 公開の時期は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事項は、当該年度の4月1日現在の情報を当該年度の10月1日を目途に公開する。

(2) 前条第1項第2号に掲げる事項は、当該年度の3月末日までの情報を翌年度の10月1日を目途に公開する。

2 前項の情報は3年度分掲載する。

(公開の方法)

第5条 公開は、市のホームページに掲載することにより行う。

(公開に際する事務処理)

第6条 市は、社会福祉法人から指摘に対する改善報告を受領した後に、公開する情報を第1号様式に取りまとめ、社会福祉法人に送付する。

2 社会福祉法人は、公開する情報の内容が事実に比して過大な表現であるため閲覧者に誤解を招くおそれがあるなど異議があるときは、公開する情報が到達した日から60日以内に市長にその旨を文書で申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があったときは、速やかに訂正の必要性について審査を行い、その結果を社会福祉法人に通知した上で公開しなければならない。

(改善状況の取扱い)

第7条 指摘に対する改善状況は、社会福祉法人から提出される指導監査結果の改善報告書(第2号様式)に基づき、第1号様式中「改善状況」欄に「改善済」「改善中」又は「未改善」と掲載する。

2 前項の「改善済」とは指摘に対する改善が完了したことをいい、「改善中」とは指摘に対する改善に着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合をいい、「未改善」とは指摘に対する改善の意思がない又は正当な理由なく報告期限を過ぎても改善報告書を提出しないことをいう。

3 社会福祉法人は、改善状況に変更があった場合、改善報告書により市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに報告の内容を確認し、必要に応じて公開情報を修正しなければならない。

(その他の情報公開項目)

第8条 第3条第1項各号の情報のほかに、次に掲げる事項を市のホームページに公開する。

- (1) 社会福祉法人の指導監査の概要
- (2) 指導監査実施方針及び指導監査重点事項
- (3) 逗子市社会福祉法人指導監査実施要綱
- (4) 逗子市社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る実施要領
- (5) 指摘事項に関する判定の基本的な考え方
- (6) 指導監査指導基準の見方
- (7) 指導監査指導基準（法人運営・会計）

（非公開情報の取扱い）

第9条 逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第5条に規定する非公開情報に該当する情報は、公開しない。

（委任）

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。